

平成26年第7回(12月)川南町議会定例会議録 (3日目)

平成26年12月10日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年12月10日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案 第62号 | 西都児湯公平委員会の共同設置について |
| 日程第2 | 議案 第63号 | 西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について |
| 日程第3 | 議案 第64号 | 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について |
| 日程第4 | 議案 第65号 | 川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について |
| 日程第5 | 議案 第66号 | 川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるについて |
| 日程第6 | 議案 第67号 | 川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正等について |
| 日程第7 | 議案 第68号 | 川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて |
| 日程第8 | 議案 第69号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案 第70号 | 川南町別館条例を定めるについて |
| 日程第10 | 議案 第71号 | 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案 第72号 | 川南町公民館条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案 第73号 | 川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて |
| 日程第13 | 議案 第74号 | 川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについて |
| 日程第14 | 議案 第75号 | 川南町行政手続条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案 第76号 | 川南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案 第77号 | 平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約の締結について |
| 日程第17 | 議案 第78号 | 平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契約の締結について |
| 日程第18 | 議案 第79号 | 平成26年度川南町一般会計補正予算(第7号) |

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

午前9時00分開議

○議長(竹本 修君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 議案第62号 「西都児湯公平委員会の共同設置について」

日程第2 議案第63号 「西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について」

日程第3 議案第64号 「西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について」

日程第4 議案第65号 「川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について」

以上、4議案を一括議題とします。

これから、本4議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第62号の西都児湯公平委員会の共同設置について伺います。

4つの議案は関連議案なんですけども、現在、川南町にも公平委員会、各委員会が設置されているんですが、効率化ということなどでその4つをまとめてするという事なんですけど、公平委員会っていうのは職員のこととか、いろいろ身近なことを話し合っ、職員が働きやすいようにする勤務条件に関する措置とかを行うと思いますが、この離れていて本当にわかるのか、身近なほうがいいんじゃないかと思います。経費削減っていう面だけで見ていくのかということをお尋ねします。

○総務課長(諸橋 司君) 公平委員会の共同設置につきましては、議員言われましたように、効率的な行財政運営を図るために、西都児湯で1市5町1村で事務の共同設置をするということになったんですけど、この共同設置することによりまして、より専門性の高い委員を確保することが可能だということで、設置することになりました。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) その場合、1市5町1村ですか、その委員が何名ぐらいされるのかっていうのは書いてないんですけど、どのぐらいを想定されているのか。

それと現在使われている予算に対して、それよりも少なくなると予想されているか伺います。

○総務課長(諸橋 司君) 公平委員会の委員の人数は3人です。あと、予算のことを言われましたけど、公平委員会については、郡内にこういう実績はございません。公平委員会に不服申し立ての実績がありません。それで経費的なものをこの場でお答えができませんけど、こういう事例が出た場合は、その事例が発生した自治体、町なり市なり村なりが負担をするということになっております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 全体で3人で、今川南も3人いると思うんですが、事例がないと言われてますけど、職員の方が本当に困っているときに話せる公平委員会というのが機能し

てないといけないと思うんですけど、事例が起こったときに、その起こった町村がお金を払って解決していくっていうふうには受け取っていいんでしょうか。

○総務課長（諸橋 司君） 先ほどの予算の件ですけど、ちょっと手元に資料がありましたのでお答えをいたします。

平成25年度の決算額が9万9740円で、26年度の予算額が12万9000円となっております。先ほど言われた相談員については、各市町村に置くことになっております。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（「なんですぐ言わんのか、間があくじゃないか」「ほかのもんが言うじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（竹本 修君） 私語は慎んでください。

（「勝手なことばかり言うなお前」と呼ぶ者あり）

○議員（児玉 助壽君） なんでんかんでん、異議なし異議なし……。 （「いや、それならばよ言えよ」と呼ぶ者あり） 誰か言うかもしれんじゃねえか。すぐ即言うやつがおるかここで。（「議長……」と呼ぶ者あり）

○議長（竹本 修君） はい。

○議員（児玉 助壽君） 効率的な行財政の運営を図るって言った今の話を聞くと、経費削減って言いよったけど、ほとんど何もないと、ここら共同で設置することになったら、事務局置くこつなったら、事務局置いた場合は、常勤職か、そういう人つけならんってやないんですか。

○総務課長（諸橋 司君） 公平委員会につきましては、事務局は西都市に置きます。公平委員会の事務を補助する事務職員については西都市の職員をもって充てることになっております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 常勤の職員を置くことなれば、それは経費削減にならんじゃない。だから言われる専門性の高い委員を確保することができるって言いよったけど、今おまえ町長推薦してこの議会で指名してきた経緯があれば、専門性の知識のねえやつ議会は選んできたとやろうかいと思われちゃいけんのかよ。そこら辺がよくわからんけど、選ぶときになってこれは恐らく言われたように、町外やら専門性が高いと言え、おらが知つとる県の職員係とかそんげな人が来る可能性もあつちやけんのかよ。専門性っていう知識があつて、人物的なもんがわからんわ。その今まで、これは公平委員会やら委員、活動実績がほとんどねえちゅうことは、あつてんねしてん、ええもんじゃと思われつとよね。法律で設置せんにゃならんかいよね、委員を選んじよつて出すようなもんじゃごつかいよ。年に1回、2回あるかようなねえもんじゃがよ。別にこれを設置して、何か事務局置いて、職員を置いてまでこれをせんならんもんじゃろうかいねと思うっちゃが。西都児湯の今、環境衛生事務

組合とか火葬場やら何やら別としてよ、無理やりこれをこんなのつくる必要はねえって思われちゃけんどんよ、今までのままで別にこれを置いとったからって、ここにしたからって経費がいるもんじゃねえし、今まで置いてきた人は専門知識がねえ人を置いてきたことになるがよ。専門的知識がねえ人でええわけやろ、今まで活動実績がなかったってことは。別にこれをこの後つけっちつくって、その常勤の職員を置く必要があるかって思ったが、そこはどうなっとつとね。

○総務課長(諸橋 司君) 事務局の職員を元々西都市には、公平委員会のほうに事務職員を置いております。公平委員会は御存じのとおり、職員の勤務条件に関する措置の要求に職員に対する不利益処分を審査する委員会でございます。なるべくこういう委員会が開かれないように各自治体努力をしていると思うんですけど、こういう案件が生じた場合に必要になるということで、共同設置に当たっては、委員さんが、さっき言ったようにより専門性の高い委員さん、例えば1市5町1村であれば、委員さんに弁護士をお願いすることができますとか、診療心理士をお願いすることができますとか、そういうメリットがあると考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 今まで何か問題起きたときには、おら町の公平委員会やらいろいろ今度64号か、前のその問題とかいろいろ事件が起きたときには、ほとんどは県にお伺いたててきて解決したもんでしょ、これは。町で解決できんかったことで、ほとんど県にお伺いたててしてきたはずじゃが。別にあんたこげなもの特別つくる必要はねえって、また恐らくこうやって解決できんかったら、県にお伺いたてるようななんじゃっておい。違うですか。ずっと県にお伺いたてちきたやろ、難しい問題になったら。恐らくこれを設置して県に伺いたてにゃならんことに関しては、別にこれつくる必要はねえって思うちゃけんど。

○総務課長(諸橋 司君) この議案につきましては、補足説明の中でも触れましたように、平成25年の1月から2年間にわたり、1市5町1村で県として結果、共同設置する案ができた、そういうことで、そういうこともお含みいただきまして、議会の御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、本4議案は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第66号 「川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるについて」

日程第6 議案第67号 「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正等について」

以上2議案を一括議題とします。

これから本2議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、本2議案は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第68号 「川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて」

日程第8 議案第69号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

以上2議案を一括議題とします。

これから、本2議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(内藤 逸子君) 済みません、ちょっと。ページ数をちゃんとしとらんかったから。

男女共同参画について質問いたします。日本政府が女子差別撤廃条約を批准して、27年男女共同参画基本法ができて、制定して13年になります。2012年10月世界経済フォーラムの男女平等度が発表され、日本は135カ国中101位と前年から後退し、主要8か国では最下位です。この男女共同参画の条例をつくることによって、川南町でのよくなるためにこれは差別がなくなるようにつくっていくのだと思いますが、町長はこの条例をつくることによって、川南町職員の中の女性の課長さんなり、役職を何%ほど高めようとしているのかお尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質疑にお答えします。

女性についての問題、男女共同参画という視点からですが、当然町といたしまして、女性職員としてのそれぞれのよさを持っておられます。ただ、現にたまたま今、課長級の女性職員がいらっしゃらないということで、現在はいません。

今後、そういうチャンスは当然平等にあるわけですから、今ここで数字は申せませんが、平等に一人の職員として能力がある方を登用したいと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 今度、審議会委員をつくって、審議会の公募なんかもうたってますが、どのような形で審議会をつくっていくのかお尋ねします。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 今回提案させていただいております条例の第22条の中で組織をお示しております。審議会については、10人以内の委員で組織いたします。委員に

つきましては、学識経験を有する者、また公募による者、関係団体を代表する者、その他町長が適当と認める者ということで、またその構成については、委員のうち男女のいずれか一方の委員の数を委員の総数の10分の4未満であってはならないということで、その比率についても定めさせていただいております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 私たちの委員会に付託されると思いますので、そのときにしたいと思います。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) 議案第68号男女共同参画の関係ですが、ただいまも質問あったんですけども、この中身のことで言いますか、要するにこの条例につきましては、「基本理念を明らかにして町、町民、事業者及び教育に携わる者が連携及び協力し」ということになってわけですけども、にわかにならぬ周知徹底できるとはちょっと考えられないんですが、この条例を仮につくったと、そしてそれを周知するための準備期間があるのか、そしてこれをいつからスタートするのか、その関係ですね。そして先ほどもありましたように、これ審議会っていうのもつくらなきゃいけないってことで、当然この条例をやっぱり周知しなきゃいけないっていうふうに考えられるんですが、先ほど言いましたように、いつからスタートするのか、準備周知期間はどのようにするのか、そして事業者も関係してきますので、その事業者へに対する啓発、広報関係をどのようにするのか、そして基本計画、これを見る限り町がつくるというようなことになってるわけですね。審議会の意見を聞いて。その辺の計画の立て方なんかどうなるのかということをお伺いします。

○まちづくり課長(永友 尚登君) この、今回の条例につきまして補足説明で申し上げたように、今回条例が議会で可決いただいた後は、もしいただきました場合は、今後基本計画の策定に取り組みまして、役場だけということじゃなくて、行政のいろんな政策の中に男女共同参画というそういった政策を取りまぜて、取りまぜてと申しますか織り込んでいきます。そういった形で、実質的にはこの条例制定後に基本計画の中で政策の中にいろんな形で反映していく、すなわち自然とそういうことが町民または事業所なりのそういった部分に波及していくんじゃないかと思っております。

ただ、川上議員言われるように広報につきましては、私、この男女共同参画という文言自体が非常にこう日本人になじみにくいような文言じゃないかなということで思ってる部分もありますので、今後そういった部分の広報も重要になってくるんじゃないかなと思っております。以上です。

○議員(川上 昇君) 具体的にいつからと、準備期間どれくらいというような説明がなかったんですけども、まあ、ある程度時間をかけていかなければならぬ、どうせやるんだしたら徹底してやるべきことだろうということも思いますんで、結構時間がかかるということなんですが、具体的にいつごろからってというのがちょっと聞かれてませんでしたのでお願

いします。

○まちづくり課長(永友 尚登君) どうも失礼いたしました。

いつからというのは、可決後には来年度から計画については取り組む予定にしております。これが、実際に波及というか、影響していくのは来年度以降、再来年度ぐらいからがそういった時期になるのかなと考えております。以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第68号川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて伺いますが、きのうも一般質問したわけですが、今度も1月の何日か、6日か7日ごろ操法訓練がある、出初式があつて、ずっと浜婦人消防団が求人をしてきたっちゃけんど、夏も冬も、また今度女性消防団を結成ちゅう、採用するとか、加入するとかいうような話になりよったけんど、自分どもは当たり前のようにお茶をもらうちゅうて飲みよったけんどんよ、これ、一種の差別みたいなもんじゃと思うっちゃけんどんよ。今度、出初式んときもまたそういうことをしよつたら、意味がねえなつて、この条例を制定して、まずはこの体質を変えるような施策をつくっていたほうがええっちゃねんかしらんつと思つとっちゃけんども、今度正月出初式にお茶をくませによつたら、この案は、この制定したちゅう体質を問われるようなことになつては、そこ辺どう改善していく考えですか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 児玉議員の言われるように、その点につきましては、1つ1つだと思ひます。ただ、これまで体制については女性でできるところっていうか、いきなり給仕とかそういうお茶出しとかそういう部分じゃなくて、女性消防団員としてできる部分だったんじゃないかっていうふうに、私はいつも見てて思つていたところであります。

ただ、児玉議員言われるように、今回こういう条例制定させていただいたとは、いろんな、まずは身近なところから改善していくべきだと考えておりますので、その部分については十分検討して改善していきたいと考えております。以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となつています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがつて、本2議案は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第70号 「川南町別館条例を定めるについて」

日程第10 議案第71号 「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第11 議案第72号 「川南町公民館条例の一部改正について」

以上3議案を一括議題とします。

これから、本3議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(濱本 義則君) 議案第72号川南町公民館条例の一部改正についてでございますけれども、この改正案を見る限りにおいては、今後川南町の公民館といわれるものは1つになるというふうに理解してよろしいんですか。今の別館がすべて自治公民館になって、いわゆる公民館ではなくなるという形の理解でよろしいんですか。

○教育課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えをします。

濱本議員のおっしゃるとおり公民館は1つということになります。以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号及び議案71号は総務厚生常任委員会に、議案第72号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第12 議案第73号 「川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(川上 昇君) 議案第73号川南町次代を担う人づくり基金条例ですが、上程の時に説明で、人について指定した寄附金を受け入れるというような説明があったわけですが、実際、実績としてこの寄附金をこのように次代を担っておりますかね、このように使ってくださいというような寄附金のその実績はあるんですか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) この件につきましては、現在、宮崎ガスのほうに工業団地の3区画を太陽光発電に関して対応いたしております。使用料については年間約600万程度、それと販売収益として当初から宮崎ガス様のほうから、販売収益の約1%程度っていうような、具体的な金額までおっしゃらなかったんですが、そういった金額を収益の上があった部分のある一定額を町の子供たちのために使っていただきたいということで、わざわざ特定されたものであります。そういった部分で、昨年度実績として100万の寄附をいただきました。

昨年度は条例を定めていなかったわけなんですけど、当初からそういった基金をつくるべきじゃないかっていう内部でのそういった検討も重ねられておまして、今後そういった基本的にその部分が大きなきっかけであったこと間違いありません。また、今後少子高齢化の時代に入りまして、そういった部分もできてくるんじゃないかと思っておりますので、そういった人を特定した部分については、ここで受け皿にしようという基金の創設というふうに御理解いただければと思います。以上です。

○議員（川上 昇君） これを制定することによって、これまでの川南町人づくり交流基金条例を廃止するというようなことになるわけですが、人づくり交流基金と、交流ってということと、次代を担う人づくりってというのは、おのずと中身についてっていいですか、目標とするところ、目的とするところは違うと思うんですが、この基金をなくすということの意味合い、そして次代を担う人づくり基金の新たな制定、何かそのほかに先ほどの説明のほかに何か意味があるんでしょうか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） これまでの人づくり交流の部分につきましては、平成3年に条例制定ということで、実質平成6年から人づくり交流基金に関する事業が始まったわけなんですけど、この部分に関しましては、1つは日本三大開拓地交流事業、小学生が3市町で交流しております。それから、町民の自主研修の支援事業っていう部分があります。ところが、三大開拓につきましては、毎年これは毎年交流しておるわけなんですけど、自主研修の部分につきましてはここ数年も申し込みがなくて、実質これについての対策を立てないといけないということもありました。

それと、先ほど言いました特定した寄附もありましたので、やはりこれは何らかの方策で活用できるような方向でってということで、今のところ、自主研修支援事業につきましては要項の改正も行いまして、もう少し、以前は団体では行けてなかったんですが、補助率を下げまして団体で行けるような体制。

それからもう1つ、3つ目としての次代を担う人づくり基金事業につきましては、今その内部の委員会のほうでいろいろ検討を重ねながら、方策っていうか、例えばよその市町村ではもう国外に子供たちを研修に行かせてる時代でありますので、そういったグローバルな視野をもって、改めて川南町のよさを知るきっかけづくりをしたいというのは、こともありますのが、まだ内部で十分検討している段階で、どういう形でこの基金を見直すことによって新たな展開ができるかっていうことを内部で検討している状況であります。以上です。

○議員（川上 昇君） そうしましたら、説明で人づくり交流基金の基金を引き継ぎということになってますんで、ただいま説明がありました開拓地の子供たちの交流はこちらのほうでやるという解釈でよろしいんですね。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 川上議員おっしゃるとおりであります。以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第73号で伺いますが、この第2条の毎年、毎年度の基金として積み立てる額は次に掲げる収入をもって充てるということで、一般会計歳入歳出予算に定める額、指定寄附金、基金の運用から生じる益金とありますが、2、3についてはこれは流用的な部分があるわけですか。この一般会計関連は確実に積み立てることはできるわけですが、この定める額で大体どのくらいの額を予定しとるわけですか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 今現在、当初予算のほうでは、この先ほど申し上げました3大開拓の交流部分と自主研修の部分を予算として計上しておりますが、もう1つは新

しく、新しくといいますか、今回やはり基金の名称を変えて受け皿づくりにする以上は、やはり3つ目の規格というか要項を定めて、そういった部分をつくらないといけないと思っておりますので、その部分につきましては要項を定め次第新たに予算で御提案させていただきたいと思っております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 寄附金とこの1番、3番の基金の運用から生じる益金、今金利が下がるわけですがこの銀行あたりの預金でも、借りるちゅうのはしれたもんじゃから、当てにならないわけですが、3条の必要に応じてもっとも確実な有利な有価証券に変えるちゅうことは、株ですか、それとも国債みたいなものですか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 当初、これが平成3年ごろに条例提案されたころは相当金利といいますか、その運用につきましては相当ありましたので、そういった部分も見込めたんですが、今の状況ではやはり見越せるのが国債ぐらいまでかなっていうふうに考えております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 国債ですね。はい。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第74号 「川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第74号の川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについてですが、平成27年4月よりスタートするために新制度に変わるってことですが、子供たちにとってこれまでのものがよくなるのか、悪くなるのか、どうでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

これからの子供たちによくなるかどうかという御質疑でございますが、これにつきましては国の法としましても待機児童の解消とかそういう部分を含んでこの支援の新制度を施行する形としております。幸いにしまして、川南町におきましては現在のところ待機児童という形はおりませんが、今後保育の充実に努めるためにはこういった新しい新制度の中で充実した政策を進めて行くべきかと考えております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 障害者の対応についてはどんな変化があるのでしょうか。また、長時間勤務者とか3交代制の親がいると思うんですが、延長保育などはどうなっていくので

しょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

障害者の部分についてはどうかという御質問でございますが、これにつきましても現行とほとんど変わらないというような状況かと存じます。と、延長保育その部分に関しましては、これにつきましては新制度の中では保護者の就労時間に応じて短時間保育と標準保育というのが設けられておりまして、1カ月当たり120時間以上であれば1日11時間までの標準保育と、それ未満という形になった場合に短時間保育ということで1日8時間という形の国の方策が決められております。以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 今の労働者の働き方っていうか、女性の働き方っていうのが、非正規がふえているんですけど、パートっていう形で夕方遅くまで働くっていう場合に、保育所のほうが6時までに迎えに来てくださってというのがほとんどだと思うんですけど、7時ぐらいまでの勤務となったときに保育所側の保母さんたちの遅出っていうか、そういう勤務を組まなくてはならなくなるので、預かりたくないっていうような意見が最近あったって聞くんです。そういうようなことはないんでしょうか。

○福祉課長(篠原 浩君) 内藤議員の御質疑に再度お答えします。

7時ぐらいまでの保育時間で園のほうを受けたくないっていうようなことがあるんじゃないかという御質疑でございますが、これにつきましてもその園の考え方っていうのも当然あるかと思いますが、そういった部分が改善されるように国のほうとしても進めていく形になろうかと思っておりますので、そちらを重視していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第75号 「川南町行政手続条例の一部改正について」
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第75号につきまして伺いますのは、この補足説明によると真ん中ごろ「国民が法律違反している事実を発見した場合に、行政に対し適性な権限行使を促すための法律上の手続を定める」とあるわけですが、町は法律違反をしとる事業者なりおった場合に、これは適正な権限を行使せんならんという意味になるわけですか。その手続をす

るちゅうなったら、そのどこに対して手続をするのか、町が権限を行使しなければならないのか、伺います。

○総務課長（諸橋 司君） 行政手続法の改正の主な内容が2点ございまして、国民が「法令違反の事実を発見すれば是正のための処分等を行政のほうに求めることができる。」という処分等の求めが1つ追加となっております。見直した結果ですね。もう1点が、「法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合にその行政指導の中止を求めることができる。」という、その追加が行政手続法の主な改正点なんですけど、それでそれに伴いまして、川南町の行政手続条例の一部を改正するものです。

そういう事実が判明すれば、役場のほうにそういう求めることができるということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） ちゅうことなら、おら4年前からこれは言うよっちゃけんど、うちの南側これは廃棄物がずっと放置されとったがよ。その辺は有価物ちゅうなんじゃったけんど、有価物もあれば3か月間ぐらい退去されたら、滞留か、有価物じゃねえちゅう規定があるわけじゃけんど。もう最初何したときから6年ぐらいになったんよ。ほら、町長が就任してすぐかい、2回ばかり言うてきちよったけんど、一般質問で。まだ、現在も放置されたままなとちやけんどよ。

たら、町はこれは権限行使せんならんちやが、権限を行使せんかった場合に、県も町も権限を行使しとらんわけなら、もう行政処分なりしとらんわけなら、それを怠った場合、問題は発見して報告した者が、その行政に対して訴訟をすることができるかできんか伺います。

○総務課長（諸橋 司君） あの、法律の違反等については、権限、行政機関であります国とか県とかになります。

条例の違反等につきましては、町のほうになると思うんですけど、今言われたように、そういう、これは施行が平成27年4月1日からになっておりますが、そういう事実があった場合は、また不服申し立て等が発生すると思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 事実があった場合じゃねえって、事実確認しとるわけですよ。町も県も。で、もう4年間ほったらかしになっとなって、草やぶん中隠れてしもうととやがよ。

これこの条例一応言うたけん、これはもとになる法律があるから、それに準じて条例をつくつとるわけでしょ。法に準じて条例つくつとるわけじゃから、もとんなる法律があるわけじゃが。もとんなる法律はあるちゅうことは、これは権限を行使することになるから、行政処分なつて。

たら、権限行使せんかった場合は、これは職務怠慢なるわけじゃが、多分おら訴訟になるはずじゃと思つととよ。この発見した者が報告してせんかった場合。だから、その後ずっと聞きよつとよ。権限行使せんかった者に、発見した者が訴訟できるかできんかを。ちゃん

とこれ、これはもとになる法律があるはずよ。法律に準じて条例はつくるわけじゃかいよ。上位法があるわけじゃかい。片一方ばかりの何がにやにやね、ほいじゃかい、この行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合は、行政に再考を求める申し出を、法律上に手続をせんならんということもなつとるしよ、じゃかい、泥棒にも3分の2ちゅうなんもあるし、ほかには報告した分も、苦情申請した者に対して適性な対応せんかった場合は、これは訴訟できる柔軟はあると思うっちゃ、もとのほうに。

で、いつまでもおら4年間我慢しとったけんど、これを見てよ。早速、もとん法律調べて訴訟しようと思うとっちゃけんどんよ、ちゃんとせん限りは。今ま放置されとっちゃがよ。

訴訟できるかできんか、回答お願いします。

○総務課長（諸橋 司君） この議案は、あくまでも行政手続法の改正に伴いまして、川南町の行政手続上での一部を改正するものであります。

議員が言われる、今、廃棄物の件につきましては、これは県の関係になります。で、私のほうから、訴訟云々ということは控えさせていただきたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） 県に言わんならんちゃろう、もう行政手続せんならんちゃろ、町は。それをしとらんちゅこっちゃろう、町が。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第76号 「川南町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第76号の「川南町国民健康保険条例の一部改正について」ですが、産科医療補償制度による加算金3万円が、今度27年1月から1万4000円引き下げられるって書いてあるんですが、この引き下げられた理由というのを教えてください。

○町民健康課長（三角 博志君） ただいまの内藤議員の御質問に対してお答えいたします。

今回引き下げとなりました理由ですが、この産科医療補償制度が導入されましたのが、2009年1月、平成21年1月からでございます。

この間、3万円の掛金ですと進んできたわけですが、この約5年を経過するここまでに800億円程度の余剰金が出ているということが、1つの大きな理由でございます。

それから、もう1つの理由としましては、補償対象者数の実績が見込みを下回るものがず

っと確実ということから、今回この掛金を引き下げるといようなことになっております。

以上でございます。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第77号 「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約締結について」

日程第17 議案第78号 「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契約締結について」

以上2議案を一括議題とします。

これから本2議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(米山 知子君) 議案第77号、78号ともに、本庁舎の耐震改修工事の価格の変更、請負金額の変更ということで、増額になっておりますが、この増額になった理由をお尋ねいたします。

○総務課長(諸橋 司君) 平成26年7月31日の臨時議会で議会の議決をいただきまして、本庁舎の耐震改修を進めてまいりましたが、耐震補強部の柱の基礎位置が、当初の設計と違いが出たために、工事に変更が伴いまして、増額となっております。

電気のほうも、当初設計で見えておりませんでした非常照明器具のバッテリーの取り替えに伴い、増額となっております。

詳しい工事の内容については、建設課のほうに工事依頼をしておりますので、建設課長に説明してもらいます。

○建設課長(村井 俊文君) ただいまの米山議員の御質問にお答えします。

建築主体工事132万4000円の増額は、耐震補強部の柱基礎、南側8基、北側3基の位置が建設当時、これ昭和49年にこの庁舎を建設しております。その当時の図面と相違し、65センチ高い位置にありました。

このことで、基礎部の地中ばりの高さを35センチ上げる設計変更が必要になりましたので、地中ばり延長が50.4メートルございますが、これの大きさを当初設計、高さが65センチ掛け幅40センチから、変更によりまして35センチ大きくしまして高さを1メートルにしています。幅40センチで変更しております。

2点目はまちづくり課前通路の天井ばり2本の端部が欠損し、はり端部の強度が不足する

ため、長さ2メートル、幅40センチ、高さ60センチの厚さ3.2ミリのコの字型の鉄板2本で補強をしております。これによる増額でございます。

それと、電気設備工事132万3000円の増額は、庁舎3階の既存非常用照明器具に内蔵されていますバッテリー老朽化により、非常用照明器具20器具の取り替えでございます。

それともう1つは、庁舎2階の天井内の旧エアコン空調ダクトが、50.4メートルの撤去に伴う配線、電線の配線の張り替えに伴う増額でございます。

以上でございます。

○議員(米山 知子君) 当初の見込みよりも随分変わったことが出てきたからということですが、その当初の計画を立てる際に、こういうことっていうのはわからなかった、もうやむを得ないことっていうふうに考えていいんですか。それとも、うっかりしてたと。あ、こういうことがあったなというようなことでしょうか。

○建設課長(村井 俊文君) 地中ばりの件につきましては、これは前の図面を見なければ地中に潜ってますので、ちょっと確認ができないと。今回の工事に入りまして、掘削に入りまして、そのことが判明したということで、地中ばりを大きくしております。

それと、ダクトの撤去につきましては、単独事業ですと町の単費の支出になりますと、これがこの耐震工事の補助事業で取り組めるということで、このダクトは入れております。

以上でございます。

○議員(米山 知子君) 柱の件は、じゃあ掘ってみないとわからなかったと。で、ダクトの件は後からこれを変えたほうがいいけれども、この耐震の工事にのせたほうが安上がりにできるというようなことで理解していいですか。わかりやすく言えば。

○建設課長(村井 俊文君) 議員の言われたとおりでございます。

以上でございます。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(山下 壽君) 今の関連ですが、議案第77号「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約締結について」ですが、今課長のお話を聞くと、設計と現状が違っていたというような報告でしたが、そのときの設計施工管理はどこがやったかわかれば、教えていただきたいですけど。

〔「おかしいよね。」と(発言する者あり)〕

〔「いやいや、そうそう。つくったときよ。そのときの管理者が悪いちゃう。監督者が。そりゃ設計と現行が違うちゅうことは、誰が検査したっちゃいう話。」と(発言する者あり)〕

○議長(竹本 修君) 暫時休憩します。

午前10時03分休憩

.....
午前10時03分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を再開します。続行します。

○建設課長(村井 俊文君) 山下議員の御質問にお答えします。

先ほどの庁舎の設計業者でございますが、株式会社宮崎建築設計事務所さんでございます。以上でございます。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) その、つくった者は誰になつとですか。つくった者は。

○建設課長(村井 俊文君) 設計されたところが、つくったところですか。

○議員(児玉 助壽君) 建設、建設。

○建設課長(村井 俊文君) 建設、多分鴻池組だと思いますけど。

○議員(児玉 助壽君) どこ。

○建設課長(村井 俊文君) 鴻池。

○議員(児玉 助壽君) 鴻池。

したら、その手抜き工事みたいな何じゃったら、この132万か、これは補助対象になるわけですか。手出し全部。

鴻池とか、その設計事務所ん肩代わりさすことはできんとですか。

○建設課長(村井 俊文君) 児玉議員の御質問にお答えします。

この今、基礎部が65センチ上に上がったとうことは、これは手抜きではございません。

ちょっと私の考えから言いますと、多分基礎部には、杭が打って、その上に基礎をのせるという施工になっていると思います。それが、ただ当初思っていたより、浅く支持地盤があったんだろうと思います。それで本来なら65センチ分を、杭を頭部くい頭処理をするんですけど、切ってその上に基礎をのせるんですけど、それをもうされてなかったということでございまして、手抜き工事とかそういうふうなのではないと考えています。それと49年に施工しておりますので、これ、損害賠償、手抜き工事にもございませんので、そういうことは考えておりません。

○議員(児玉 助壽君) これは補助対象事業、3問目になってしまうけど、もしこれが補助対象になれば、49年ちゅったら55年か56年が耐震関係の法律ができたわけですが、それ以前のもんじゃから、その正規ができんかもしれんけど、もし、これが当たり前の設計されとって、補助に、対象事業じゃったら明らかな設計委託管理者のミスになるわけじゃがよ。

ここの見積もりも7月のときも指摘したっちゃけんども、この予定価格で入札でけんども、これは見返して後で話をつてちゅう入札になつとるわけじゃがよ。俺はそのときも指摘したっちゃけど、この設計の価格がおかしいっちゃけんどもって言ったっちゃけんども。だから、その設計した、どこの設計業者かわかつとるけんども、こんぐらいと多いことねえね、このなんが。

大体、何のために入札したとかわからんし、設計図どおりやったら、こういう差額も増額することなかったんじゃがよ。大体、49年て言えば、耐震の以前の工事をしとるわけじゃか

いよ。ある程度予測はでくると思うとよね、設計者も。55年以降のやつやったらと、55年以前の仕事じゃったら、その設計で飯食つとれば、ある程度予測はでくわけじゃがよ。その幅を持って、その入札予定価格やなんかやけん。決めないかんと思うとよね。以前のもんじゃったら、そういう何が、恐らく俺は予想でくると思ってんけど。その予想もできんような設計業者を指名すると自体も町に問題があったんやないかしらんとすると、こんぐら見ると。

この入札に関して落札はでけんで、話し合うて落札しとるような状態を見ると、俺は、これは予想の範囲じゃと思うと。なんでかって、俺はうちにドッグ場を仕事したとき、全部、漁協は銭がねえから補助事業でやりようちゃけん。その後、俺はレールの釘をボルトが半分か半分以上か使われるんちなんで、設計して出したっちゃけん。その後、とったら使えんちゅうことになって今度は次に銭を出さならんごつなつたっちゃけん。そのとき言うたっちゃ、俺は。もう老朽化して金属疲労がきとると、1本でんなつとれば、全部なつとるつて予測すつとが当たり前じゃねえか。その予測もできんとつ、事業費を出しとつたっちゃけん。

それか追加の事業費分が出してきてから、これはおかしいっちゃねんか、補助対象事業じゃったら、もう何本か抜いて、錆がいつとつたら金属疲労しとるとは全部しとると予測はでくると。それを設計の段階で、そういう判断もでけんようななんじゃたら、お前の責任じゃねえかって俺は言うたこともあるっちゃけん。そういう予測やら判断はできんとやねえね、この設計事務所は。

ちゃんとできるはずやと思わんとね。49年につくったもんじゃたら、そういう何が、耐震構造がされとらん時代につくられたもんじゃたら、わずかな金額かしらんけど、ちゃんとそれなりにそういう幅を持って設計しとれば、132万でも補助率60じゃたら、80万ぐらいで済むとか。それは20万か30万かの差額じゃけん。それじゃ違うね、それ以上になるか。そこ辺も考えて、今後は設計、何の指名すつときも、ちっと厳しくなんしてしたほうがいいっちゃねえね。設計者に対して。

○議長(竹本 修君) 答弁は。

○議員(児玉 助壽君) いいです。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、本2議案は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第79号 「平成26年度川南町一般会計補正予算(第7号)」

を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(川越 忠明君) 平成26年度一般会計補正予算の第7号、11款1項農林水産産業施設災害復旧費でございますが、15節の工事請負費、これは6月上旬の集中豪雨の件だと思えますけど。見込が3億6400万円となっておりますが、決定額が4000万となっておりますけども、ちょっと今まできた感じでは見込みとこれだけの違いってというのは、この差をちょっと説明していただきたいと思えます。

○農地課長(新倉 好雄君) 川越議員の御質問にお答えいたします。

まず、災害復旧事業にかかるまでの流れについて御説明させていただきます。

ことしの場合、今回6月の集中豪雨により被害を受けたものにつきまして、災害申請を行ったわけでございますけども、毎年、いろんな台風接近であるとか集中豪雨で災害復旧事業を行うわけでございますけども、規模にもよりますが災害発生後、おおむね2週間以内に被害報告額というのを県を通じて国のほうに報告をいたします。

この2週間ってというのは、被害の規模でありますとか、被害額でありますとか、そういったものが影響しますので、おおむね2週間でありますけども、今回9月補正で提案させていただいたものはこの被害報告額に沿って提案をさせていただきました。

その後、災害申請を進めるに当たりまして、災害査定申請額というのを詳細設計を行うわけでございますけども、今回の集中豪雨につきましては約17ヘクタール被害を受けたということで被害報告額を出しておりますが、一筆一筆、また一所有者、所有者に負担金の有無、負担金をするかしないか、そういったものを1件、1件聞きながら災害申請額を決定していきます。これに、おおむね約2か月近く、全て終わるのにかかりました。

このような日程から、9月議会で事業費の提案をさせていただくに当たりましては、被害報告額の3億4000万円を提案させていただく方法しか、ことしの場合はありませんでしたので、9月補正で提案させていただきました3億4000万円につきましては、あくまでも被害報告額ということで説明をさせていただいたことであります。

その後、設計を行いまして、災害申請額につきましては44000円で国のほうに災害申請を行いました。で、災害査定を受けまして、災害復旧事業費の決定が4000万円というふうに確定を、10月の災害査定で決定をいたしましたので、今回減額補正ということで提案をさせていただきました。

○議員(川越 忠明君) 意味はわかりましたけど、やはり一般会計補正予算ですから、これだけの差が出て来るとなると、ちょっと慎重に予算を組んでいったほうがいんじゃないかなといったような気がしましたので、その点をお願いいたします。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(中津 克司君) 「議案第79号平成26年度川南町一般会計補正予算(第7号)」について質問します。

3款民生費1項社会福祉3目老人福祉費でございますけれども、前年度予算額から683万

2000円増額した額が本年度の予算額1億3283万7000円になっております。そして、今回の補正が831万5000円であります。この中で内容を聞いてみますと老人ホームの措置、入所者数の増加に伴い今後の不足分の計上ということで伺っておりますけれども、年度当初の計画とどれぐらい増加したのか、進捗状況が早いのかどうか、そこ辺も含めてお伺いします。

○福祉課長(篠原 浩君) 中津議員の御質疑にお答えいたします。

老人ホームの入所措置の増額でございますが、これにつきましては、10月末現在で川南町が措置してる入所者が44名いらっしゃいます。当初予定していた部分と、6名ほど増になっていることに伴いまして、今回以降の支出の不測を計上したものでございます。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) では、5目障害福祉費でございますけれども、これも同様に前年度予算額から4087万6000円、4000万から増額しているわけですが、そして4億1281万3000円で計画しておりますが、今回また、1966万4000円補正で組むということであります。この主なものが、障害福祉への主なものが障害福祉サービス費になろうかと思いますが、このサービス費の内容がどのようなものがふえているのかお伺いします。

○福祉課長(篠原 浩君) 中津議員の御質疑にお答えいたします。

障害福祉サービス費の増額についての御質疑でございますが、これにつきましては、平成26年2月現在のサービス支給が138件で、本年度26年度12月で144件ということで、8名ほどサービス支給が増額となっております。

これに伴いまして、障害福祉サービスの中にはいろいろなサービスがございますが、その中の全体的な経費の増ということで、今回、補正を計上させていただいております。

以上です。

○議員(中津 克司君) 社会福祉費、3目の老人福祉費、5目の障害福祉費、いずれについても今後、増加が予測されるわけですが、今後の増加見込みについていいますか、今回補正で組むわけですが、来年度はまだ増えるというふうな予測でよろしいわけですね。

○福祉課長(篠原 浩君) 中津議員の御質疑でございますが、これにつきましては、平成25年から26年にかけても、かなり増額しておりますが、さらにこれらのサービスの周知に伴いまして、いろいろなサービスが増加するものと思われまます。

以上でございます。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 平成26年度川南町一般会計補正予算の、先ほど川越議員がお尋ねしましたところですが、災害復旧費は2億5957万2000円の減額で、農業用施設災害復旧工事請負費が2億6200万円の減額が主なものなんですが、これは国が4000万円と決定したために削減、減らしますといわれますが、実際にはまだ地域住民からは復旧されていないと、そのまま放置されて、何の連絡もないんだっていう声を聞きますが、本当にこれで復旧ができるのかどうかお尋ねします。

○農地課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

農業農地災害等につきましては、先ほど説明させていただきましたように災害発生後、おおむね2週間以内に、農業者の皆さまからの問い合わせにより現地調査を行わせていただくところがほとんどでございます。

河川沿いでありますとか、道路沿い、またはいろいろな通報等によって調査できる場所もありますけども、一般の方が出入りしない畑であったり、田畑、田んぼ等につきましては、農業者の皆様からの御連絡により調査を行っております。

問い合わせ件数につきましては、当時、正確な資料は手元にありませんけども、約200件ほど問い合わせがありました。その問い合わせにつきましては、1件1件、職員のほうで現地調査を行っております。

その段階におきまして、災害被害申請額が40万円に満たない場合につきましては自己復旧となりますので、その時点でわかったものにつきましてはそういうふうに農業者の皆様に御説明はさせていただいてるというふうに考えております。

今回問い合わせのありました場所につきましても、恐らく、問い合わせが役場のほう、町のほうになかったものかあったものかが、現在ちょっと確認がとれませんので、また後ほど、その件につきましては、個別にお伺いをしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

○議員(内藤 逸子君) 皆さんもここは使わないからということであきらめて、もう回復せずにお金が40万円以下と言われても40万円のお金がないのもうしないと、農地を放棄するという方もおられます。だから、私は少しでも補助金があれば、農地としてまた復活できるのではないかと思いますので、もっと詳しく現地を、川南町内の災害の現場を、本人の申し出がないからしないんじゃないかと、やっぱり川南町の農地を守ってという立場でちゃんと見てもらって、してもらいたいと思うんです。

本当に川南町は農業の町です。農地を守るっていう立場でやっぱり見ていただきたいと思っています。

○議長(竹本 修君) 回答はいいんですか。ほかに質疑はありませんか。

○議員(米山 知子君) 「平成26年度川南町一般会計補正予算」の7款商工費、1項商工費についてです。

商店街の防犯カメラを8か所設置するという説明でありましたが、この防犯カメラについては多分にプライバシーの侵害の件と防犯上の件ということで、相反する意見のもとで、この防犯カメラを設置するということが商店街連絡協議会の事業に対して補助されると思うんですが、この補助率といいますか、その全額補助なのか、そういうふうなプライバシーに関するもの、防犯に関するものとの間の意見交換の状況とか、最終的にこういうふうに決定されたと思いますが、その内容。それともう一つ、その下です。観光費の中のスポーツ合宿助成で、これからピークを迎えるキャンプシーズンに備え、計上されておりますが、これはどういう形で助成されるのかをお伺いいたします。

○産業推進課長(押川 義光君) 米山議員の御質問にお答えします。

まず、事業費の件でございますが、総体で275万円の見積もりをいただいております。

その中で、事業主体が50万円の負担、残りの225万円について補助するという形になってますけれども、これにつきましては県と町で負担ということになっております。県が2分の1、町が2分の1補助しまして、この225万円という構成になっております。意見交換の状況でございますが、以前から商店街連合会では防犯活動としまして見回り活動なり、隊を組んで、ずっと夜、見回り活動等をやってきました。ところが最近、夜中の器物破損とかそういう状況が非常に見られまして、パトロールの限界を超えてきているというような協議がされて、最終的には、連合会の中で50万円を負担をし、そしてこの事業に乗って、防犯カメラの設置をしたかどうかということが決議されて、最終的に申請の段階になったというような状況でございます。つい最近でも、外灯が割られるというような事案も発生しておりますが、これもやはり夜中ではなかろうかと思われるような状況があります。

あわせて、軽トラ市等も大いににぎわっている中で、当然、プライバシーの問題等ありますけれども、防犯上の意味からやはりこちらを設置し、そしてプライバシーのほうには最大限配慮するという形で取り組んでいくということになっております。

それからもう一点、スポーツ合宿の件でございますけれども、当初予算で100万円計上させていただいております。ところが、11月現在で263名——これ延べ人数ですけれども——263名で714泊の宿泊がございました。7団体がスポーツの合宿ということで来ておまして、今後見込まれるのが5団体です。5団体、今現在で見込まれております。そういうことを考えまして、トータルで2,000泊が見込まれておりますので、今回補正をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議員(米山 知子君) 防犯カメラが8か所設置されるということですが、場所はこれはお伺いしてもよろしいですか。

それと、2,000泊が今後見込まれると、非常に喜ばしいことだと思うんです。これは、宿泊費補助ということで受け取っていいんでしょうか。

○産業推進課長(押川 義光君) 米山議員の御質問に再度お答えいたします。

まず1点目の防犯カメラ設置場所でございますが、2番街、3番街を中心に8か所設置予定でございます。2番街といいますのは、中須側から平田川の橋のところから交番がありますが、あれから上が2番街、そして津江電気商会のところの道路がありますが、そこまでが2番街ということになります。それから上が3番街で、農協のそばの信号のところは3番街の境目だということですのでけれども、その間に8か所設置するという予定になっております。

それから、スポーツ交流の件でございますが、要綱上に50泊以上の宿泊を補助対象としておりますので、50泊以上の団体が、先ほど申しましたとおり、5団体見込まれるということでございます。1泊当たり、民間施設であれば1,000円の補助、1泊当たりです。それから、

公的な部分であれば500円の補助ということになっております。

以上でございます。

○議員(米山 知子君) はい、わかりました。

○議員(濱本 義則君) 今の防犯カメラの件で、二、三伺いたいと思っております。

これ、突如あらわれたような形になっております。これを詮索する中で、今、防犯カメラを設置しなければどうしてもならないという必然性がどれぐらいあったのかというのが第1点。

その件については、先ほど課長のほうからいろいろ御説明ありました。もし、これを県に申請上げたわけでございますけれども、その中においては、企画書なり要望書なりというものが必ず出てきたと思えますけど、それを見せていただく訳にいかんかなというのが第2点。

それから、これ、米山議員もおっしゃいましたけど、非常にプライバシーにかかわることが起こってまいります。その中において、今からこれを管理するのはどこが管理するのかというのが1点。

それから、今からこれ付けて終わるわけじゃないわけですね。毎年おそらく費用がかかってくると思いますが、その費用負担はどこがするのかというのが1点。

以上、お聞きしたいと思います。

○産業推進課長(押川 義光君) 濱本議員の御質問にお答えいたします。

まず、必然性の件でございますが、町といたしましても、今までパトロールの充実を図っていただきたいということでずっと要請をしまして、そして過去ずっと地域商店街においてパトロールを続けてきたということを伺っているところでございます。

そのような中で、やはりいろんな事象の、深夜に24時間体制で、深夜にわたる状況はなかなか人的には困難であるというようなこととあわせまして、いろんな犯罪なり事象の多様化、先ほど申しましたとおり、器物破損があったり盗難があったりという状況が非常に見られているという状況から、こういう補助事業もあるという現時点の状況を見たときに、今やはり必然性としては、今この事業を活用させていただいて行うべきだという結論に達したというような状況でございます。

それから、要望書でございますが、これにつきましては、後日また議員のほうにお渡ししたいというふうに考えております。

それから、どこがということでございますが、先ほど申しましたとおり、この事業を実施した主体は商店街連絡協議会でございます。したがって、商店街連絡協議会が今後設置後に管理をし、また必要な経費を負担するというところで決議されたものというふうに私どもとしては考えておりますので、そちらのほうで管理はいただくという話で予算化したところでございます。

以上でございます。

○議員（濱本 義則君） 今、商店街のほうで管理をするということでございますけれども、恐らく私そのシステムも同様なのかとよくわからないんですけど、結局あれはビデオを撮っておられるわけですね。で、それをいわゆる機械自体をどっかに置いておかなきゃいかんわけだろうと思うんですよ。だからその置く場所を知りたかったのが1点。

それからもう一つは、先ほど米山議員もおっしゃったプライバシーの問題、誰でも彼でも商店街の役員が見れるようじゃ、ちょっと困るんです。ここら辺も非常に念をしておいていただきたいというのが1つ。

それから、いわゆるランニングコストの問題。ランニングコストの問題は具体的なことおっしゃいませんでしたけども、これ意外と、私はわかりませんが、意外とかかった場合は、またこれを町に負担してくれということになる恐れもなきにしもあらずということ考えたときに、その辺の数字ははっきりつかんでらっしゃらないんですか。

○産業推進課長（押川 義光君） 濱本議員の御質問に再度お答えいたします。

まず、置く場所でございますが、商工会館の中に設置するという事で事業計画はなっております。

それから、ランニングコストでございますが、具体的にはモニターを設置してそれを録画する、それを繰り返し録画するようになっておりますので、もちろん電気料等は当然かかりますけれども、その他のランニングコストは異常にかかるという状況はないのではないかと見込まれております。

それから、プライバシーの保護につきましては、これにつきましては当然、事業計画を進める中で利用規定というのを決めていただくように指導し、そして先ほど言われたように、見える方々の範囲というのを、その中で厳格に規定させていただいて運用していただくということを指導してまいりたいというふうに考えております。

○議員（濱本 義則君） 今の御説明ですと、モニターに映ってそれを録画するというふうに御説明があったんですけども、モニターに映っている時点でまず誰でも見れるわけですよ。そういう形になりますね。ということは、例えば、私が商工会館に遊びに行って、それ、1階にモニターに映しているわけでしょ。それを録画して保存しておくわけでしょ。ということになれば、全くもう全員に公開しているのと一緒のことにならないですか。

○産業推進課長（押川 義光君） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

モニターといいますのが、一般的にテレビ画面に映してとかいう状況でなくって、モニター画面というのがありまして、そこを例えば密室にすることによって一般の方が誰でも見れるという状況はつukらない、つukられないというふうに私たちは判断しております。

あくまでも、いろんなところにあるテレビ画面に映すとか、そういう状況ではございません。あくまでも、小さい画面でそれが人目に触れないような方法というのは十分取れるというふうに判断しておりますので、一般的なロビーに置いてあったりするようなテレビに映るという世界ではないことは、御承知おきいただければと思っております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) 予算書のページでいけば18、19ページになるんですが、歳出の9款1項3目、災害対策費の3万2000円なんですが、防災士資格取得助成金ということで3万2000円と補正が組んであるんですけども、この資格取得というのは、この対象が誰かちよっと私もわかりませんが、職員なのか、それ以外…。町の歳出ですから、場合によっては消防団の団員あたりかなとも思うんですが、補正を組んででもこれを資格を取得しなきゃいけないという理由は、まずあるんだろうと思います。その理由は何かということ。

それから、先ほど言いましたように、職員なのかどうか。職員であるとすれば、年間の職員の教育計画があるでしょうから、そこで本来なら組んでおこななきゃいけないということになるわけですが。ですから先ほど申し上げたように、今回補正を組んででもこれを歳出しなきゃいけないという理由をお聞かせください。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 今回の防災士の予算計上につきましては、受験料3,000円の4人分、登録料の5,000円の4人分を計上しております。

これが、一般の民間の方の申し込みもあります。1名は、うちの、今年度機構改革によりまして、担当係長のほうも予定しているというふうには聞いております。

それで、この部分につきましては、川南町防災士育成事業助成金交付要綱というのをことしの3月に要綱を定めておりまして、また国のほうも、こういった防災士の育成については努めてそういった防災士を養成することということでありますので、これは県内問わず、防災士の育成についてはあらゆる形で要項を定めて助成しているような現状であります。

以上です。

○議員(川上 昇君) そうしましたら4名分ということになるわけですが、当然役場の職員以外の方もいらっしゃるということで、4月から始めたことで、当初の計画が組んでなかったか組んであったか。組んであったとすれば不足したという理解でよろしいのでしょうか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) この防災士資格取得助成金につきましては、当初予算で今年度4万円計上させていただいております。その分で、今回の場合、追加というふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議員(川上 昇君) そうしましたら今回4名分ということですから、合計で26年度の資格取得者が、これ4名が資格を取得をするということにしたときに、何名分の資格を有する人数になるのでしょうか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 当初予算では5名ということで計上しております。そして今回4名ということですが、今現在、昨日も報告申し上げたとおり、職員が3名、民間の方が10名ということで、現在、防災士取得をされている方は13名いらっしゃるということ

であります。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案79号平成26年度川南町一般会計補正予算(第7号)中、6款農林水産産業費、7項のうちの19節補助、負担金補助金及び交付金の説明で、農地中間管理事業ということですが、これ、もう少し具体的に説明願いたいと思います。

○産業推進課長(押川 義光君) 河野議員の御質問にお答えいたします。

農地中間管理機構というのが、本年度4月から宮崎県においては農業振興公社に設置されて、業務としましては、これから発生するであろう農地の集約、そして農地を作付けせずにそのまま放置されることを防ぐ。それから、農業者がもう農業をやめるといった農地を集約化して担い手に貸し付けるという事業を促進するために、この農地中間管理機構というのを国の指導のもとに宮崎県につくられました。

そして、そこが行う業務としましては、先ほど申しましたとおり、もう農業をやめて農地が空くという方々の分を受け取りまして、そういう担い手で農地が欲しいという方々の希望者にその農地を貸すという業務を行います。

それからまた、地域の協力金ということがありまして、地域内でいろいろ協議をして農業の担い手に集約したり、また、作物を集めるということをやった場合に地域に対して協力金を出すというような業務でございます。

川南町におきましては、現在、今回の補正で初めて組ませていただいたわけですが、今回の想定は、先ほど言います、もう農業をやめて今後誰に貸してもいいですよという方を想定いたしまして、50アール未満であれば10アール当たり30万円が一時金として出ます——トータルで30万円です、一戸当たり30万円出ますので、それを2戸——。それから2ヘクタール以下50アール以上の方に50万円という、これは一時金で規定されていますので、それを1件想定して今回の110万円という予算を組ませていただいたところでございます。

以上でございます。

○議員(河野 幸夫君) 来年の4月からですか、どっかまた継続事業になっているわけですか。

○産業推進課長(押川 義光君) 河野議員の御質問に再度お答えいたします。

この事業は今年度から始まりまして、26、27年度はまず価格的には高い金額で設定されておりまして、これからずっと、この中間管理機構を通じて土地の貸し借りを促進していくということになっておりますので、終わりの期限はちょっと明確にされておきませんが、今後、一定期間続いていくということで考えております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、各所管次項別にそれぞれ所管の常任委員会にそれぞれ付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さんお疲れさまでした。

なお、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

以上です。

午前11時00分散会
